

令和8年度ふくしま旬の食材等活用推進事業 募集要項 (学校等給食の県産食材費支援)

令和8年5月 福島県農林水産部農産物流通課

1 目的

幼少期から旬の県産食材と触れ合う機会を創出することにより、地産地消及び食育を一層推進するとともに、県産農林水産物の消費拡大を図ることを目的とする。県内の給食提供施設において、旬の県産食材を使用した給食メニュー及びそのメニューに基づく食育活動を行う機会を設けることで、県産農林水産物の地産地消及び食育の推進を図る。

2 支援内容

県産食材を使用した給食メニューを考案し、当該メニューに関連した食育活動を実施する給食提供施設に対して、使用した県産食材費の一部について、下記により支援を行う。

(1) 支援対象施設

県内の小学校、中学校、義務教育学校、幼稚園、保育所、認定こども園（国立及び県立を除く。）を対象に給食を提供する施設。

(2) 支援額

令和8年4月1日現在における支援対象施設に在籍する園児・児童・生徒数に1人当たり一律200円乗じた額。

なお、1施設あたり2回まで応募可能とする。

また、支援対象は園児・児童・生徒のみとし、先生等職員は除くものとする。

(3) 支援条件

県産食材を5品以上使用するものとし、そのうち主食については必ず県産の米や小麦を使用すること。

ただし、主食を給食として提供せず、園児等が持参する施設においては、主菜や副菜として提供するものにおいて、県産食材を5品以上使用することとする。

(4) 支援対象となる県産食材

ア 生鮮食材については、産地が領収書、納品書、パッケージ又は食品表示等から確認できるもの。

イ 調味料については、原材料が県内産であり、その産地が領収書、納品書、パッケージ又は食品表示等から確認できるもの。

ウ 加工品については、原材料のうちいずれかが県内産であり、その産地が領収書、納品書、パッケージ、又は食品表示等から確認できるもの。

エ その他、事務局と協議し、要件を満たすと認められたもの。

オ アからエを購入し、使用した事実が領収書や納品記録等で確認できるもの。

(5) 支援対象期間

令和8年7月1日(水)から令和9年1月31日(日)までに提供された給食。

3 応募手続

(1) 応募書類提出

県産食材を使用した給食メニュー及び当該メニューに関連する食育活動を考案し、応募用紙(指定様式)に必要な事項を記入のうえ、「ふくしま旬の食材等活用推進事業事務局」へ提出すること。

(2) 募集期間

令和8年5月13日(水)から令和8年6月12日(金)

※予算の上限に達した場合は、募集期間内であっても応募を締め切ることがある。

(3) 提出方法

応募は、原則として電子メールにより行うものとする。

応募用紙については、複数の学校分を申請する場合も、1つのシートにまとめて記載すること。

また、応募用紙の様式は、福島県農産物流通課ホームページからダウンロードするか、委託業者に連絡のうえ入手すること。

4 支援決定

提出書類を審査の上、適当と認めた場合に事務局より支援決定通知を送付する。

5 実績報告

参加施設は、給食メニューの提供及び食育活動の実施後、以下の必要書類を作成し、事務局へ提出するものとする。

なお、2回応募した場合は、2回分をまとめて実績報告するものとする。

(1) 実績報告書(指定様式)

(2) 支援金申請書(指定様式)

(3) 当該給食で使用した県産食材について、5品目分の購入が確認できる書類。
(領収書や納品書等の写し)

(4) 当該給食で使用した県産食材について、5品目分の産地が確認できる書類。ただし、下記アの生鮮食材については、(3)の領収書又は納品書に産地の記載がある場合は提出を省略できる。

※産地確認書類の例は以下のとおり。

ア 生鮮食材については、県内産であることが確認できるもの。

(商品のパッケージ、食品表示等の写し)

- イ 調味料については、原材料が県内産であることが確認できるもの。
(商品のパッケージ、食品表示等の写し)
- ウ 加工品については、原材料のうちいずれかが県内産であることが確認できるもの。(商品のパッケージや食品表示等の写し)
- (5) 実施した食育活動の概要及び実施したことがわかる資料
(食育活動中の写真や使用した資料等)
- (6) 提供した給食の写真
- (7) その他、事務局が確認する上で必要と認めた書類

6 支援金の支払手続

本事業の支援金は、精算払いとし、事務局（県及び委託業者）は、実績報告書等の内容を確認の上、委託業者から給食提供施設等の指定口座へ支援金を振り込むものとする。

なお、毎月20日までに申請があったものについては、原則として翌月末に振り込むものとする。

ただし、実績報告書等に不備がある場合は、振込みが遅れることがある。

7 問い合わせ先及び応募書類の提出先

- (1) 事業内容に関する問い合わせ先

福島県農産物流通課

電話：024-521-7354

メール：ryutsu.aff@pref.fukushima.lg.jp

- (2) 応募書類の提出先、応募に関する問い合わせ先

ふくしま旬の食材等活用推進事業事務局（株式会社ル・プロジェ内）

〒963-8032 福島県郡山市字下亀山17番地の7

電話：024-953-4633 FAX：024-995-3877

メール：fukushima_syunno_syokuzai@leprojet.co.jp